

参考資料 特定共同住宅等

1 目的

この基準は、特定共同住宅等（「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年 総務省令第 40 号）第 2 条第 1 号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）に係る運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語例

- (1) 省令 40 号とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）をいう。
- (2) 告示 2 号とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）をいう。
- (3) 告示 3 号とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）をいう。
- (4) 告示 4 号とは、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成 17 年消防庁告示第 4 号）をいう。
- (5) 告示 17 号とは、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 18 年消防庁告示第 17 号）をいう。
- (6) 告示 18 号とは、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 18 年消防庁告示第 18 号）をいう。
- (7) 告示 19 号とは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 18 年消防庁告示第 19 号）をいう。
- (8) 告示 20 号とは、戸外表示器の基準（平成 18 年消防庁告示第 20 号）をいう。
- (9) 188 号通知とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について（平成 17 年消防予第 188 号）をいう。
- (10) 500 号通知とは、消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成 18 年消防予第 500 号）をいう。
- (11) 114 号通知とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）等に係る執務資料の送付について（平成 19 年消防予第 114 号）をいう。
- (12) 消指第 4 号通知とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に係る消防法施行令第 32 条の適用について（通知）（平成 19 年消指第 4 号）をいう。
- (13) 消指第 31 号通知とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等に関する基準の細目について（通知）（平成 19 年消指第 31 号）をいう。
- (14) 消指第 432 号通知とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に係る省令等の運用細目について（通知）（平成 19 年消指第 432 号）をいう。

3 条例第 34 条の 13 に基づく、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準の細目について（消指第 31 号通知関係）

- (1) 特定共同住宅等（省令 40 号第 2 条第 1 号の 2 に規定する福祉施設等（以下「福祉施設等」という。）を除く。）において、通常用いられる消防用設備等に代えて用

いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

条例第 34 条の 4 から条例第 34 条の 5 までの規定により設置し、及び維持しなければならない通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、表 1 の左欄に掲げる特定共同住宅等の構造類型及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

なお、表中「地階又は無窓階で、床面積 2,000 m²以上のもの」、「31mを超える階」とあるのは、令別表第 1（5）項口に掲げる防火対象物の「地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が 2,000 m²以上のもの」、「地盤面からの高さが 31 mを超える階」をいう。以下同じ。

表 1

	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
二方向避難型	屋内消火栓設備（地階又は無窓階で、床面積 2,000 m ² 以上のもの及び 31m を超える階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備、 共同住宅用自動火災報知設備
開放型	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備、 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備、 共同住宅用自動火災報知設備
その他	屋内消火栓設備（地階又は無窓階で、床面積 2,000 m ² 以上のもの及び 31m を超える階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備、 共同住宅用自動火災報知設備

(2) 福祉施設等において、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

条例第 34 条の 4 から条例第 34 条の 5 までの規定により設置し、及び維持しなければならない通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、表 2 の左欄に掲げる特定共同住宅等の構造類型及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

表 2

	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
二方向避難型	屋内消火栓設備（地階又は無窓階で、床面積 2,000 m ² 以上のもの及び 31mを超える階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備、 共同住宅用自動火災報知設備
開放型	同 上	同 上
二方向避難・開放型	同 上	同 上
その他	同 上	同 上

(3) 前(1)及び(2)に定める必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、省令 40 号の規定の例によるほか、次によること。

- ① 共同住宅用スプリンクラー設備は、地階又は無窓階で、床面積 2,000 m²以上のもの及び 31mを超える階に設置すること。
- ② 二方向避難・開放型特定共同住宅等（地階又は無窓階で、床面積 2,000 m²以上のもの及び 31mを超える階（福祉施設等を除く。）に限る。）又は開放型特定共同住宅等（地階又は無窓階で、床面積 2,000 m²以上のもの及び 31mを超える階（福祉施設等を除く。）に限る。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井が無い場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第 13 条第 2 項第 1 号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第 13 条第 2 項第 1 号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているときは、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。
- ③ 条例第 34 条の 4 の規定により、屋内消火栓設備を設置しなければならない二方向避難型特定共同住宅等又はその他型の特定共同住宅等で、地盤面からの高さが 31m以下の階に、省令 40 号第 3 条第 3 項第 2 号口からチまでの規定の例により共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- ④ 条例第 34 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により、屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物については、条例第 34 条の 14 を適用し屋内消火栓設備を設置しないことができる。

4 特定共同住宅等に関する執務資料について(500号通知, 114号通知及びその他質疑応答関係等)

- (1) 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（省令40号）関連

- ① 電気室，受水槽室，ポンプ室，トランクルームは住戸等に該当するか。
(答) お見込みのとおり。ただし，共用部分に設ける4㎡未満のトランクルームは住戸等に該当しない。
なお，4㎡以上のごみ置場も室の形態を有する場合は住戸等に該当する。
- ② キッズルーム，来客用宿泊室，カラオケルーム，シアタールームは，共用室に該当するか。
(答) お見込みのとおり。
- ③ エントランスホール内に設ける談話スペース等は，共用部分に該当するか。
(答) 室の形態を有さない場合は，お見込みのとおり。
- ④ エントランスホール等に設ける共用トイレ，メールコーナーは，共用部分に該当するか。
(答) お見込みのとおり。
- ⑤ 「消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置維持義務を課している消防設備等の代替設備等を用いる場合の留意事項について」（平成16年7月23日付け消防予第126号通知）において，付加条例により設置・維持義務を課している消防用設備等に代えて，消防長等が当該消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を認めるための根拠規定については，「①条例により令第29条の4に準じた包括的な規定を設ける方法」又は「②令第32条に準じた既定の条例規定を根拠条文」のいずれかによることが適当であることとされているが，付加条例により設置義務を課している消防用設備等に代えて用いる消防の用に供する設備等の技術基準は，省令40号等に準じたものとするのが適切であるか。
(答) お見込みのとおり。
- ⑥ 省令40号第3条第1項及び第4条第1項において，「通常用いられる消防用設備等」に代えて用いることができる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が示されているが，「通常用いられる消防用設備等」の欄に掲げられていない消防用設備等は，令の技術基準に従って設置する必要があるか。
(答) お見込みのとおり。
- ⑦ 地階を除く階数が11以上の特定共同住宅等について，10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は屋内消火栓設備の設置は必要ないと解してよいか。
(答) 省令40号及び告示17号に定める技術上の基準により住戸，共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は，お見込みのとおり。
- ⑧ 省令40号第3条第2項第1号イにより，住戸，共用室及び管理人室には住宅用消火器を設置することとされているが，規則第6条に従い当該住戸，共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20m以下となるよう共用部分に消火器を設置した場合は，住宅用消火器の設置を免除してよいか。
(答) 差し支えない。
- ⑨ 住宅用消火器の設置基準は，令及び規則の規定によらないことでよいか。
(答) お見込みのとおり。

- ⑩ 省令40号第3条第2項第1号ロに規定する「住宅用消火器が設置された住戸，共用室又は管理人室に面する部分」とは，どの範囲までをいうのか。
(答)廊下及び階段室等のうち，住宅用消火器を設置した住戸，共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が20m以内の部分を用いる。
- ⑪ 厨房には，共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド，共同住宅用自動火災報知設備の感知器，住戸用自動火災報知設備の感知器の設置は必要か。
(答) ヘッド又は感知器の設置が必要である。
なお，厨房は居室の一部として取り扱われたい。
- ⑫ 省令40号第3条第3項第1号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除の要件の一つである内装制限について，「住戸，共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあつては，上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁，窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし，」と規定されているが，内装制限が必要となる室の範囲はどこか。
(答) 住戸，管理人室及び共用室のうち，居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）は内装制限の対象となるが，便所，浴室，4㎡未満の収納室，廊下等については内装制限の対象とならないものとして取り扱われたい。
- ⑬ 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合，省令40号第3条第3項第2号の規定により，共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが，共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は，共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があるか。
(答) お見込みのとおり。
- ⑭ 11階以上の特定共同住宅等について，共同住宅用連結送水管の放水口を3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設置する場合，省令40号第5条第2項第1号ハの規定により令第29条第2項第4号ハの例によることとされる「放水用器具を格納した箱」の設置階は如何にすべきか。
(答) 11階以上の階に設置されたい。この場合，11階以上に設ける放水口は11階を起点とし，「放水用器具を格納した箱」と同一の階に設けることとされたい。
なお，地盤面からの31mを超える階についても同様に設置指導すること。
- ⑮ 共同住宅用スプリンクラー設備の補助用高架水槽の設置について，技術基準（各論）第4「スプリンクラー設備」2.（3）.②の例により指導する必要があるか。
(答) お見込みのとおり。
なお，容量は当該水槽の水位が低下した場合，呼び径20A以上の配管により自動的に給水できる措置を講じた場合にあつては，当該容量を200L以上とすることができる。
- ⑯ 特定共同住宅等に該当しない共同住宅等に，スプリンクラー設備に代えて共同住宅用スプリンクラー設備を設置することが可能か。
(答) 認められない。
- ⑰ 特定共同住宅等に該当しない共同住宅等に，自動火災報知設備に代えて共同住宅用自動火災報知設備を設置することが可能か。

(答)認められない。

- ⑱ 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物のうち自動火災報知設備の設置を要しないものについて、省令40号を適用する場合は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置する必要がないと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

- ⑲ 住宅用消火器については、当該消火器がメンテナンスフリーの構造となっていることを勘案し、各住戸等の関係者により外観に異常がないことの確認が行われており、かつ、当該消火器の使用期限を過ぎる前に交換が実施される場合は、法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検及び報告を免除してよいか。

(答) 差し支えない。

- (2) 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」(188号通知) 関連

- ① メゾネット型住戸に「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の技術上の基準を適用する場合は、次のように取り扱ってよいか。

ア メゾネット型住戸の上階のみにスプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体にスプリンクラー設備を設置する必要がある。

イ メゾネット型住戸が存する階段室型特定共同住宅等に共同住宅用連結送水管の放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50m以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。

(答) ア及びイともに、お見込みのとおり。

- ② 令別表第1(5)項口の用途が存する(16)項に掲げる防火対象物について、令第8条に規定する区画により(5)項口に供する部分を区画した場合は、省令40号を適用できると解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

- ③ 前②により令8区画により区画した部分がみなし従属され令別表第一(5)項口となる場合の消防用設備等の設置については、令別表第一(5)項口として当該区画した部分の面積等に応じた消防用設備等を設置してよいか。

(答) お見込みのとおり。

- ④ 図1に示す防火対象物(令別表第一(16)項イ、延べ面積3,550㎡)で飲食店(50㎡)部分についても令8区画としなければ、省令40号を適用できないと解してよいか。

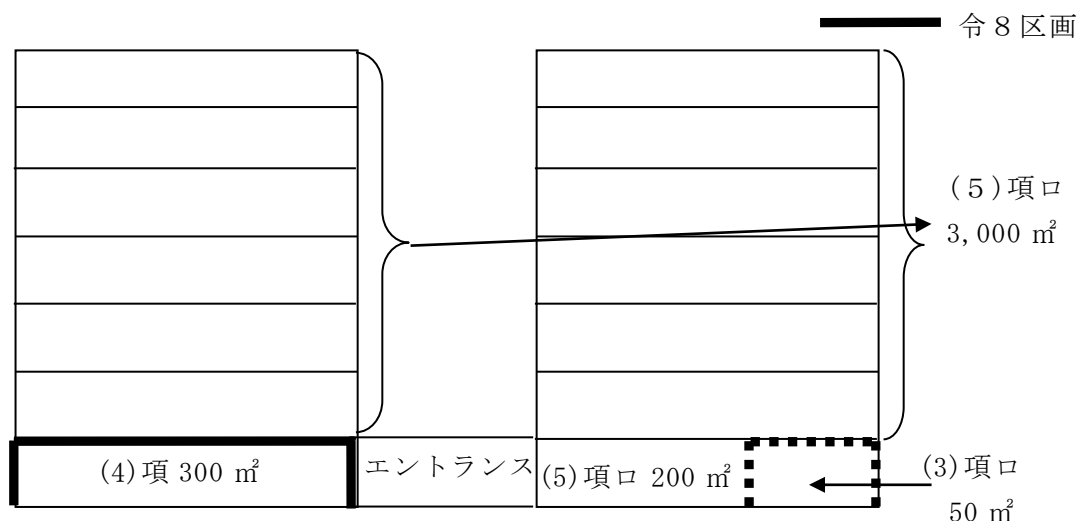


図 1

(答) 必ずしも令8区画とする必要はない。飲食店部分については、令8区画の有無に係わらず省令40号を適用することができる。

(理由)図1 防火対象物で物販店部分300m²のみが令8区画される場合、物販店300m²と共同住宅3,250m²として消防用設備等を設置するものであるため。

⑤ 188号通知第1第4号において「独立した用途に供される部分」は、住戸とみなして省令40号を適用しても差し支えない旨が示されているが、150m²以内ごとの防火区画の構造はどのようにすべきか。

(答) 「独立した用途に供される部分」と住戸等及び共用部分を区画する床又は壁は、告示第3第3号に規定する基準に適合する構造とする必要がある。

⑥ 188号通知第2第2号において、特定共同住宅等の住戸等の区画に用いる床又は壁は「堅牢かつ容易に変更できない構造を有すること。」とされているが、乾式壁の使用は認められるか。

(答) 次により適切な施工管理体制が整備されている場合は、お見込みのとおり。

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの(以下「乾式壁」という。)の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

- ⑦ 特定光庭の判定は、188号通知第2第5号から第8号に示す手順により行われるが、火災の発生するおそれがあるすべての住戸等について等価開口部を算定し、非出火想定住戸等のすべての開口部（火災住戸等より下部にある住戸等もすべて含む。）について受熱量を求める必要があるのか。

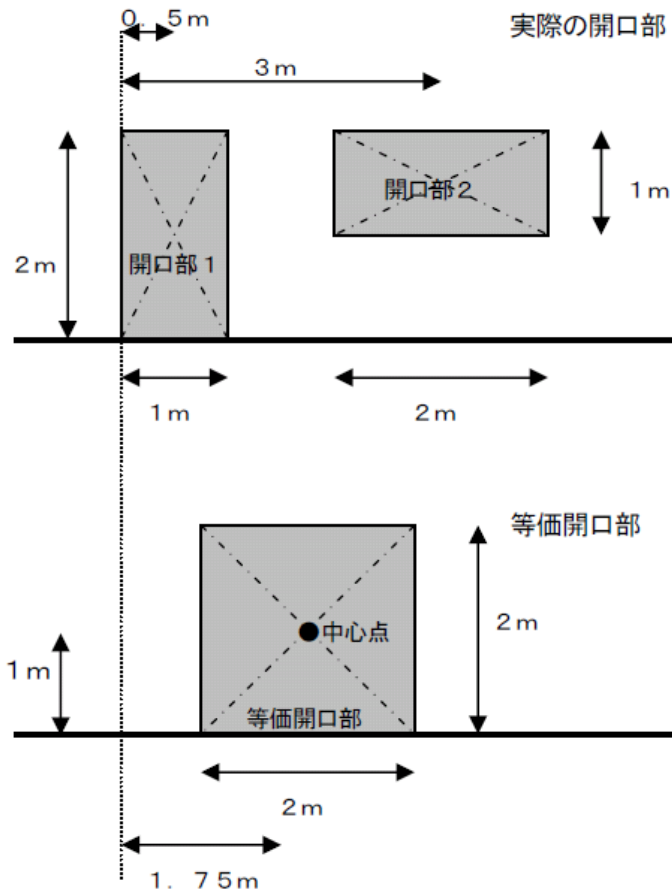
(答) 光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りるが、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行う必要がある。

- ⑧ 「等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点」は、どのように設定するのか。

(答) 等価開口部の合成方法は、188号通知第2第5号(1)に示したとおりであるが、等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置である。

(図2参照)

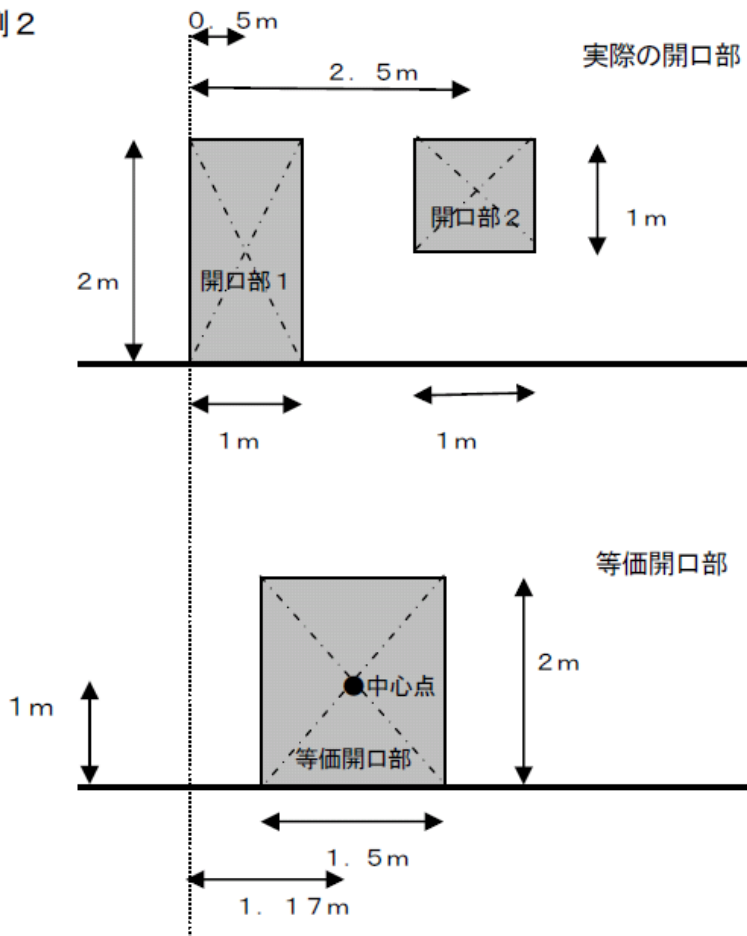
設定例1



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計: 4m^2
- ③ 従って、幅は2m
- ④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 2.0 \times 3.0$ (開口部2)
 $= 4.0 \times L$ (等価開口部)
となることから左破線より右側に $L=1.75\text{m}$ (高さ 1m) が中心点となる。

設定例 2



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計: 3m²
- ③ 従って、幅は1.5m
- ④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
2.0×0.5(開口部1)
+1.0×2.5(開口部2)
=3.0×L(等価開口部)
となることから、左破線より
右側に L=1.17m(高さ 1m)が
中心点となる。

図 2

⑨ 避難光庭に面する廊下を經由して避難する者が受ける熱量の算定において、受熱面（避難者）と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、どのように求めたらよいか。

(答) 188 号通知第 2 第 5 号(1)から(3)の値は、想定出火住戸等を定めれば当該住戸等の開口条件から定められる。また、同号(4)及び(5)から避難する者が受ける受熱量

$$q = k \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{d^2} \quad (k \text{ は定数})$$

であるが、 π 及び S は一定なので

$$q = 100 \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S \quad \text{となる。}$$

この場合の q の値は、等価開口部と避難する者との距離の他に、避難する者の受熱面に対する形態係数によって定まるため一概に言えないが、①想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分及び②想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部における受熱量を求める必要がある。

なお、これらの部分における受熱量が 3 k w / m² に近い値となる場合は、③

受熱量が大きくなると想定される廊下中央部の受熱量も求める必要がある。

(図3参照)

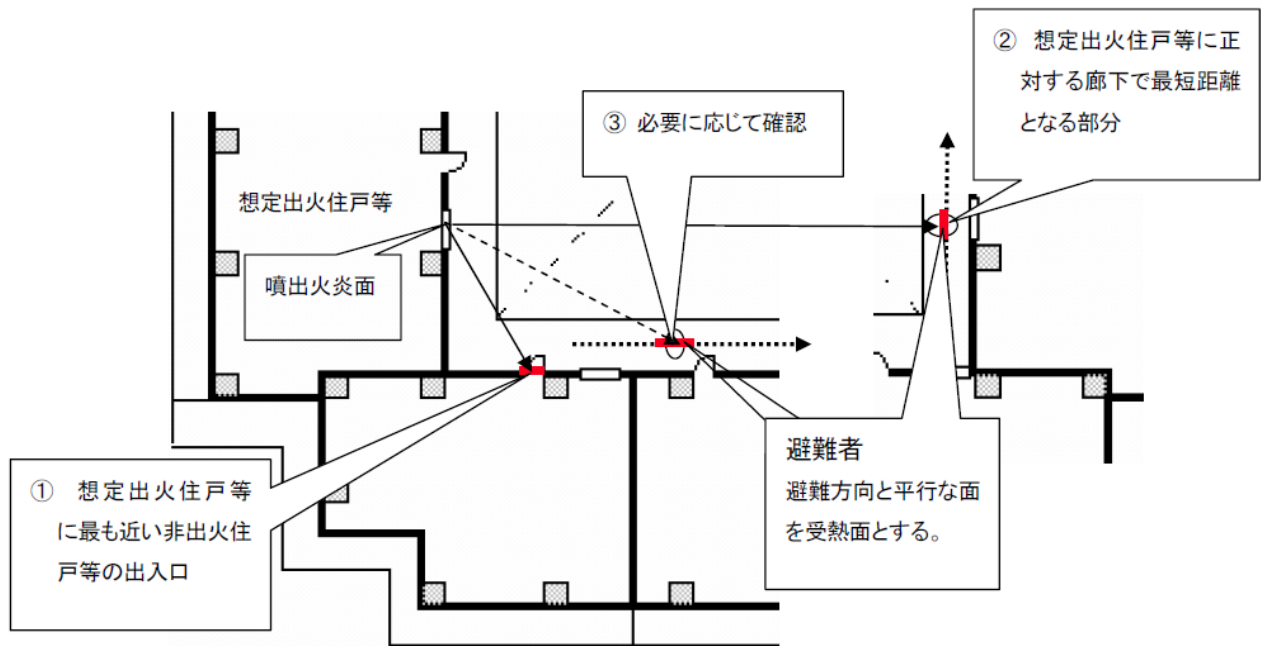


図3

⑩ 188号通知第2第7号図7において、Dは二つあるがどちらのDで光庭の高さを除するのか。

(答) 開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で算定されたい。

なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方のDにおいて計算を行われたい。

⑪ 188号通知第3第1号(1)②に示す「避難上支障のない幅員」とはどの程度か。

また、隔板に用いる材質は難燃材料としてよいか。

(答) 前段、60cm以上とされたい。

なお、車椅子を使用しての避難が想定される場合は80cm以上とすることが望ましい。

後段、お見込みのとおり。

なお、高さを80cm以上とし、容易に破壊できるものとする必要がある。

⑫ 188号通知第3第2号(4)図22において廊下端部aが閉鎖されていない場合における廊下の開放性の検証はどのようにすればよいか。

(答) 188号通知第3第2号(5)により、廊下全体で煙の降下状況を確認し開放性の検証を行うこととされたい。

(3) 「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(告示2号) 関連

① 告示2号第3第2号により、共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは準不燃材料であることが求められているが、当該共用部分には外気に開放された廊下及び階段室等も含まれるか。

(答) お見込みのとおり。

② バルコニー等に面する開口部の両端から側方50cm以内となる範囲及び当該開口

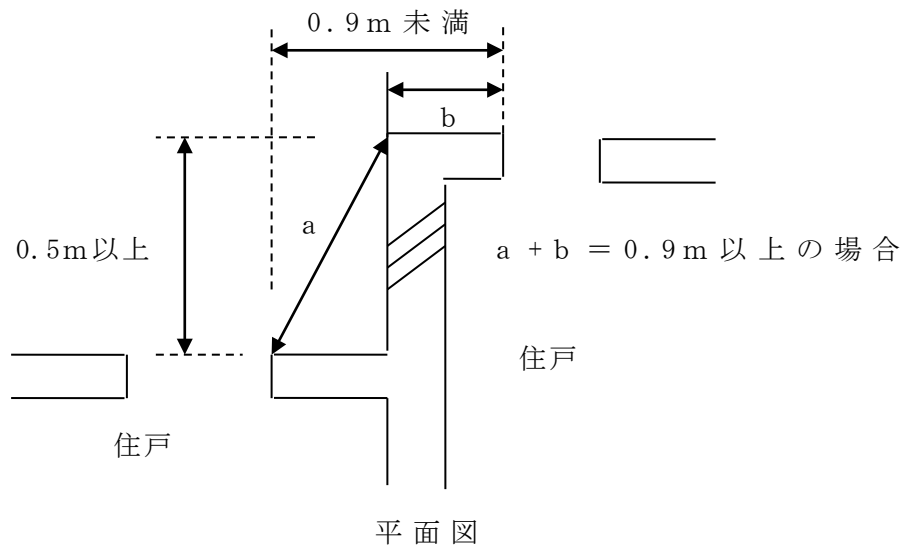
部の前面から50cm以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、告示2号第3第3号(2)の規定を満たしているといえるか。

(答) 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号)第8第5号の規定に適合するものにあつては、お見込みのとおり。

- ③ 告示2号第3第3号(2)により、住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5m以上突出した耐火構造の庇、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」と規定されているが、ア及びイの場合は、これと同等とみなしてよいか。

(図4参照)

ア 隣接する住戸等の場合



イ 上下に位置する住戸等の場合

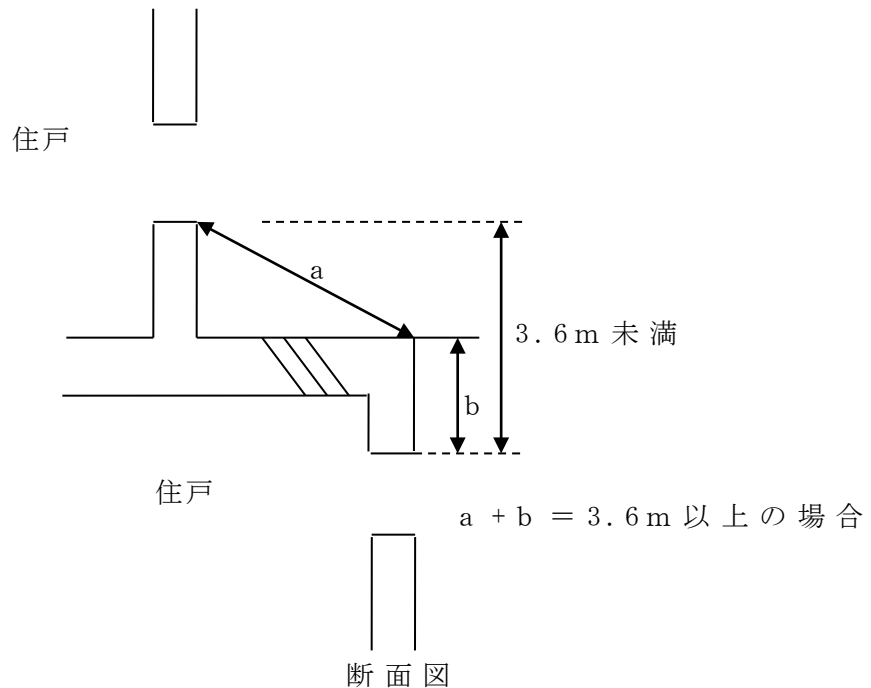


図4

(答) ア及びイともにお見込みのとおり。

なお、下階の住戸の外壁がセットバックしている場合は、イによる取り扱いはできないものとする。

- ④ 告示2号第3第3号(3)ハの規定により、二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の一の開口部の大きさは2㎡以下とされているが、開口部に常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室、受水槽室等の機械室は、一の開口部の面積を4㎡以下としてよいか。

(答) 差し支えない。

- ⑤ 告示2号第3第3号(3)ハの規定により、二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の一の開口部の大きさは2㎡以下とされているが、ゴミ置場の扉は、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」(平成5年3月29日付け福岡市規則第25号)第6条の2第2項第4号にゴミ置場の取出口は、幅1.5m以上、高さ1.8m以上を確保することと規定されている。次の要件を満たす場合は、一の開口部の面積を3㎡以下としてよいか。

ア 「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」第6条の2第2項第4号の適用を受ける特定共同住宅等であること。

イ ゴミ置場の設置場所が直接外気に開放されたピロティ、駐車場等であり、当該場所は階段からの避難経路等の主要な避難経路に該当しない場所であること。

ウ ゴミ置場の扉はゴミの収集日以外は施錠管理されており、可燃物が長期間集積される恐れがないこと。

(答) 差し支えない。

- ⑥ 告示2号第3第3号(4)への「可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、具体的にどのような措置を講じればよいか。

(答) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火することがないように、断熱材による被覆等の措置を講じることを行う。

- ⑦ 告示2号第4第2号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられた開口部も含まれるか。

(答) 含まない。

- ⑧ 告示2号第3第3号(3)イ(イ)の「開放性のある共用部分」のどのような場所か具体的に示されたい。

(答) 「開放性のある共用部分」とは、開放型、非開放型を問わず、常時外気に開放された部分から概ね5m以下の範囲とする。

- ⑨ 告示2号第3第3号(2)「外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし等に鋼管等以外の雨水管等が貫通する場合、貫通部分に区画貫通処理をすることにより当該雨水管等の貫通は可能か。

(答) お見込みのとおり。

なお、当該ひさし等を貫通する配管等は告示2号第3第3号(4)の基準に適合するものであること。

- ⑩ 共同住宅の住戸については、告示2号第3第3号(1)に「床又は壁は、耐火構

- 造であること。」と規定されおり、1階住戸の床についても当該条文の規定により、耐火構造とし、かつ、当該床を配管等が貫通し、地下ピットへ通じる場合は、当該配管については告示2号第3第3号(4)の基準に適合させる必要があるか。
- (答) 地下ピットは共用部として取扱っていないため、当該床は共住区画に該当しないものであり、区画貫通処理を用さないもの。
- ⑪ 廊下に面するバルコニーの開口部について、図5のような場合は防火設備とする必要があるか。また、防火設備としない場合は吹き抜きの条件があるか。

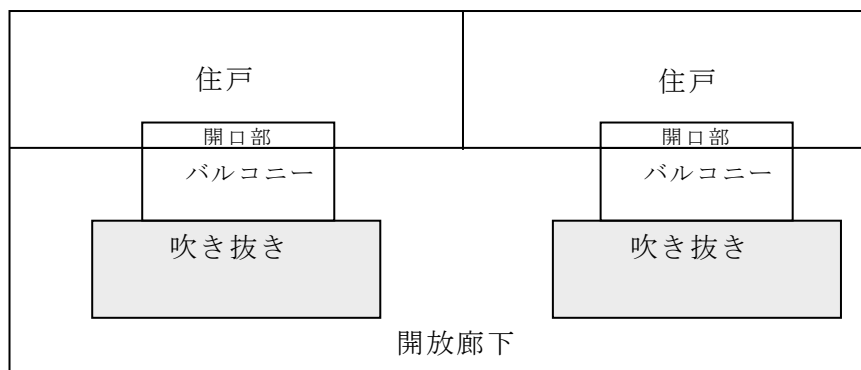


図5

- (答) 防火設備の必要はない。ただし、吹き抜きの幅員が極端に狭い場合等で煙及び火炎により、避難に支障がある場合は開口部に防火設備を設けるよう指導すること。
- ⑫ 住戸バルコニーの外壁部分に、区画を介して隣接する住戸の開口部と冷媒管の貫通部との離隔距離が0.9m以内の場合、区画貫通処理を行えば冷媒管を貫通することができるか。
- (答) お見込みのとおり。

なお、当該配管については告示2号第3第3号(4)の基準に適合させる必要がある。

- ⑬ 告示第2号第3第3号(2)に規定する「外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし」について、図6のとおり、開口部の端を中心とした半径0.5mの円が内接すれば、0.5mの庇等があるものと解してよろしいか。

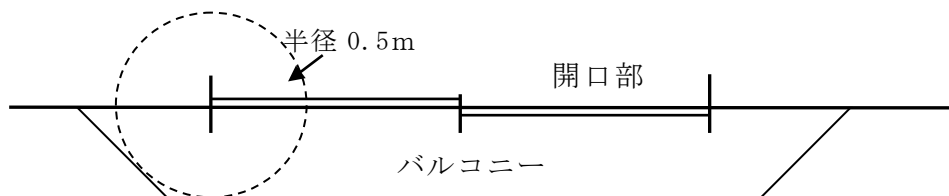


図6

- (答) お見込みのとおり。
- 図に示すように、開口部のどの部分からも半径0.5m以上の耐火構造の庇を有する場合は告示2号第3第3号(2)に規定する「外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし等」として取り扱うものとする。
- ⑭ 住戸の外壁に面する開口部は、告示2号第3第3号(2)により「耐火構造の庇

等」を設けない場合は、イ又はロのいずれかに適合する必要がある。

イ 上下階ともに防火設備を設けること（ ）書き省略。

ロ 開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されていること。

188号通知第2.3によりロの検証を行い、上階の開口部を防火設備とすれば、ロに適合することとなるが、下階の開口部も防火設備とする必要があるか。

※ イは上下階ともに防火設備（1階の開口部を含む。）を要求し、ロは上階のみ防火設備とすれば足る（1階の開口部は含まない。）という矛盾が生じているように読める。

(答) ロによる場合についても、上下の開口部とも防火設備とするよう指導すること。

(理由)

188号通知第2.3.(2)は上階の開口部については、防火設備を設けることと示されているものの、下階の開口部については、防火設備の必要性については示されていないため、当該下階の開口部への防火設備の規定は法令上無いものと解される。しかし、上階への延焼危険を考慮すると、当該上階の開口部は、防火設備の要求はあるものの、常時閉鎖式又は自動閉鎖機能までの要求はないため、上階への延焼防止措置としては必ずしも十分ではないと考える。そのため下階の開口部についても、法令上の義務はないが、イによる場合と同様、防火設備を設けるよう指導することとされたい。

なお、下階の開口部に関しても、防火設備を設けるよう指導することにより、設間のイによる場合との整合性が図られ、同意時又は検査時等で統一した見解が図られるものと思料する。

⑮ 異なる壁面にある開口部間の距離については、図7のとおり計測するものとしてよいか。

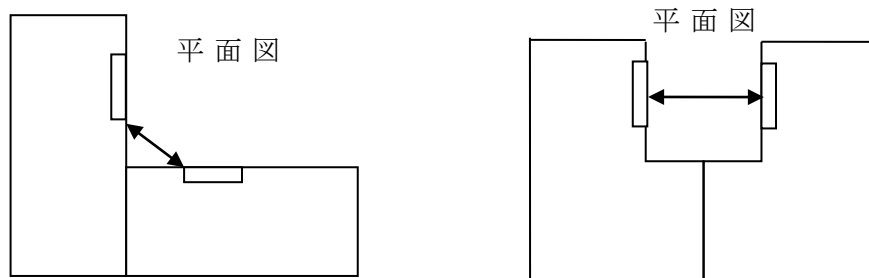


図7

(答) お見込みのとおり。

⑯ 告示2号第3第3号(2)に規定する「住戸等の外壁に面する開口部」には住戸の出入口等の廊下側の開口部も含まれるか。含まれる場合は、住戸の玄関扉相互間の距離が0.9m未満となる場合は0.5m以上の耐火構造の突き出しが無ければ当該規定に適合しないものとなるか。

(答) お見込みのとおり。

(4) 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(告示3号関連)

① 廊下型特定共同住宅等において、告示3号第3第2号(5)の規定に適合する避

難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることが可能か。

(答) 差し支えない。

- ② 特定共同住宅等に存する全ての住戸、共用室及び管理人室について、二以上の異なった避難経路を確保しないと二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うことはできないか。

(答) 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除き、お見込みのとおり。

- ③ メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室の場合、二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うためには、各階毎に二方向避難を確保する必要があるか。

(答) お見込みのとおり。ただし、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができる。

- ④ 開放型特定共同住宅等と取り扱うためには、火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有することが必要か。

(答) 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除き、お見込みのとおり。

- ⑤ 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性を有すると認められたものを開放型特定共同住宅等として取り扱う必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

- ⑥ 告示3号第4第2号(3)において、直接外気に開放されていないエントランスホール等が避難階に存する場合の、当該エントランスホール等に面する住戸等からの避難経路について規定されているが、住戸、共用室、管理人室、倉庫及び機械室のいずれもエントランスホール等を経由しないで避難することができる経路を確保する必要があるか。

(答) 就寝又は入浴を伴う管理人室、住戸又は共用室が、直接外気に開放されていないエントランスホール等に面している場合に限り、避難経路を確保する必要がある。

なお、避難階以外の階にある住戸等についても同様とする。

- ⑦ 告示2号第4第2号(4)の規定に基づき、開放型特定共同住宅等の判定を行うに当たり、廊下の見付面積として算入する部分を例示されたい。

(答) 図8によられたい。

⇒※見付け面積に算入する部分

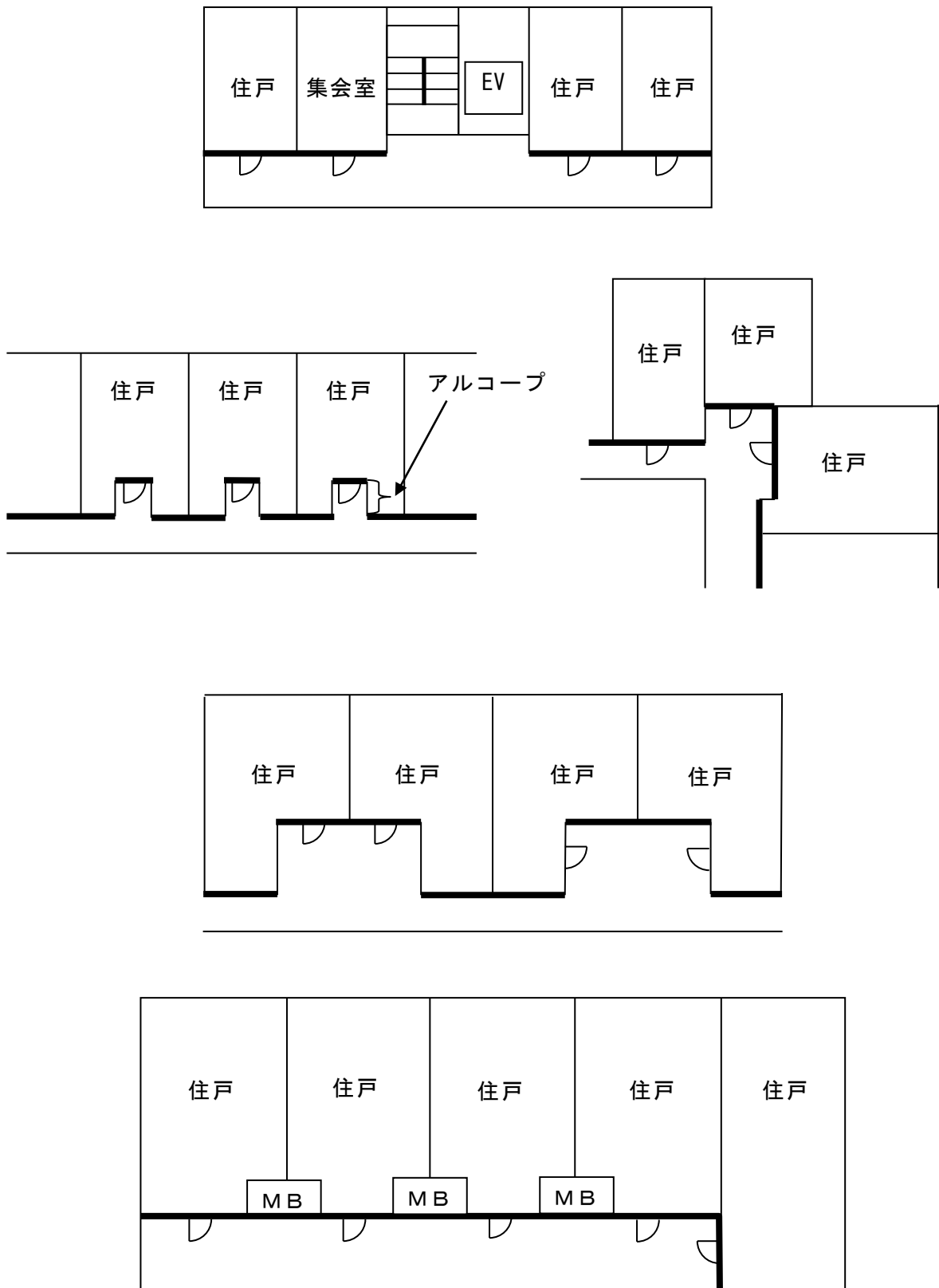


図 8

⑧ 開放型特定共同住宅等の廊下の外気に面する部分に風雨等を遮るために防風スクリーン等を設けた場合、当該部分は開放計算上、開放部分とみなしてよいか。

(答) 防風スクリーン等を設けた部分は、開放部分とみなすことはできない。

⑨ 告示3号第4第2号(4)ロの規定は、廊下の端部以外の部分にも適用してよいか。

(答) 差し支えない。

⑩ 廊下の一部に外気に面しない部分が存する場合における開放性の判断において、告示3号第4第2号(4)イ(イ)dに規定する「風雨等を遮るために壁等を設ける場合」に準じて取り扱ってよいか。

(答) 差し支えない。

⑪ アルコープは廊下として取り扱ってよいか。

(答) 原則として廊下に該当する。

(5) 「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(告示17号関連)

① 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含した場合、屋内消火栓設備を設置しないことができるか。

(答) お見込みのとおり。ただし、この場合、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示が必要である。

なお、流水検知装置は、5階層以下を一の流水検知装置から分岐することができるものとし、また、補助散水栓の一次側には、階ごとに仕切弁を設けること。

② 告示17号第2第1号にスプリンクラーヘッドの設置方法が規定されているが、同一の居室内に2以上のスプリンクラーヘッドを設ける場合には、どのように設置すべきか。

(答) スプリンクラーヘッド相互の設置間隔が3m以下とならないように設置すること。ただし、設置上3m以上離すことができない場合であって、当該ヘッドの製造者等の仕様書、取扱説明書等により、当該ヘッドの散水パターンを確認の上、隣接ヘッドが濡れない距離とするなどの措置が講じられている場合は、この限りでない。

③ 告示17号第2第3号において「共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、音声警報装置を設けないことができる。」とされているが、「共同住宅用自動火災報知設備の音声警報装置」は共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置の基準を満たすことが必要か。

(答) お見込みのとおり。

④ 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、一の区域表示は各階ごとに行うものとした上で、一辺100m以下で1500㎡以下の区域としてよいか。

(答) 差し支えない。ただし、この場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示することが望ましい。

⑤ 告示17号第2第3号(4)ロにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の表示装置の設置場所、また、告示18号第3第6号(2)において共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機の設置場所の規定があるが、管理人室に常時人はいないが火災時に管理人室の出入口が自動的に開錠される等の所要の措置が講じられている場合又はスプリンクラーヘッドが開放した旨の表示や感知器から火災信号を受信した旨の表示を外部から確認するのに支障がない場所に設ける場合は、管理人室内に表示装置を設けてよいか。

(答) 差し支えない。

⑥ 告示17号第2第3号(6)ニ(イ)並びに告示18号第3第9号(4)ロ(イ) a 及び(ロ) a に、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の音声警報を発する区域として、階段室型特定共同住宅等についてはエレベーターの昇降路を含むことがあるとされているが、当該警報は、エレベーター籠内又はエレベーターの昇降路部分から水平距離8 m以内に設置された音声警報装置によることとしてよいか。

(答) お見込みのとおり。

⑦ 告示18号第2第3号(6)へにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置には、住戸、共用室又は管理人室ごとに当該装置の音声警報を停止できる機能を設けることができるとされているが、共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機に当該機能を設けた場合でも、告示17号第2第3号の規定により共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置に代えて共同住宅用受信機の音声警報装置を用いることができるか。

(答) お見込みのとおり。

⑧ 告示17号第2第8号に非常電源の容量について規定されているが、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸が5未満の場合でも、5住戸分の容量の非常電源が必要か。

(答) 共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸等の数が5未満の場合は、当該住戸等分の容量の非常電源で足りるものである。

⑨ 特定共同住宅等の11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階に補助散水栓を設置する場合、その水源水量は4 m³以上、また、加圧送水装置のポンプの吐出量は240ℓ/min以上としてよいか。

(答) お見込みのとおり。

(6) 「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(告示18号関連)

① メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよいか。

(答) 差し支えない。

なお、EPS及び4 m³以上のPS等についても同様とする。

② 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は、告示18号第3第2号(1)イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」に該当しないものとして取り扱ってよいか。

(答) お見込みのとおり。よって、当該場所の感知器の設置義務はないものであること。

- ③ 告示18号第3第2号(1)において、階段及び傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設けることとされているが、令第32条を適用し、熱感知器の設置を認めて差し支えないか。

(答) 認められない。階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設置する必要がある。

- ④ 告示18号第3第2号(3)において、「住戸、共用室及び管理人室」以外の部分に設ける感知器は、住棟受信機に接続することとされているが、倉庫、機械室等について、共同住宅用受信機を介して住棟受信機に接続してよいか。

(答) 共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合は、差し支えない。

- ⑤ 告示18号第3第3号において、外部試験器を接続することにより遠隔試験機能を有する中継器は、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けることとされているが、外部試験器の接続端子(中継器)の設置位置は、住戸等のメーターボックス内(ガス給湯器を設置した場合を含む。)又は戸外表示器併設としてよいか。また接続端子を収納する外箱を難燃性としてよいか。

(答) 前段、後段とも差し支えない。

- ⑥ 告示18号第3第4号(2)において、共同住宅用自動火災報知設備の非常電源から共同住宅用受信機までの配線のうち、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」の配線は耐熱配線とすることができるとされているが、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」とは具体的にどのような部分を指すのか。

(答) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス(ガス給湯器を設置した場合を含む。)、パイプシャフト等の部分をいう。

- ⑦ 告示18号第3第5号において、共同住宅用受信機は規則第24条第2号イの規定の例によることとされているが、感知器の作動した警戒区域を表示しなくても、火災表示により火災の発生した住戸等を特定することで足りることとしてよいか。

(答) 警戒区域を表示する機能を有しない共同住宅用受信機にあっては、お見込みのとおり。

- ⑧ 告示18号第3第5号(2)及び告示19号第3第5号(2)において共同住宅用受信機及び住戸用受信機は、床面積が150㎡を超える住戸等に設けないこととされているが、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150㎡を超える場合、どのようにすべきか。

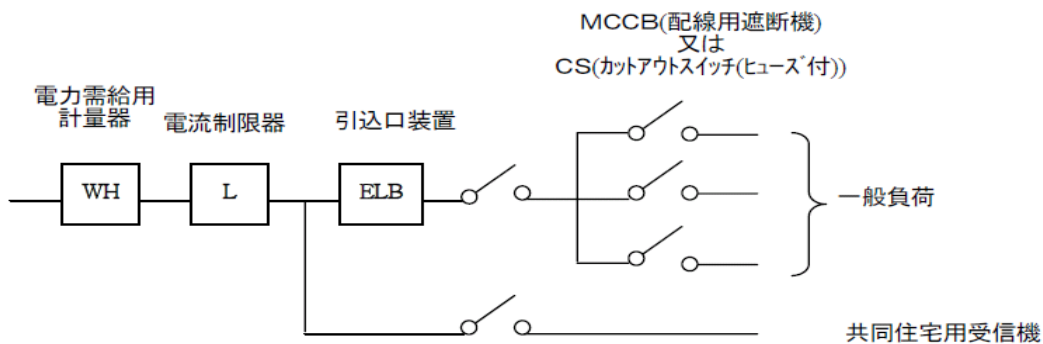
(答) 補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機を設置することができる。

- ⑨ 告示18号第3第6号(3)において、同一敷地内に複数の特定共同住宅等があっても火災発生時に円滑な対応ができる場合は、棟ごとに住棟受信機を設けることを要しないとされているが「当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、具体的にどのような場合をいうのか。

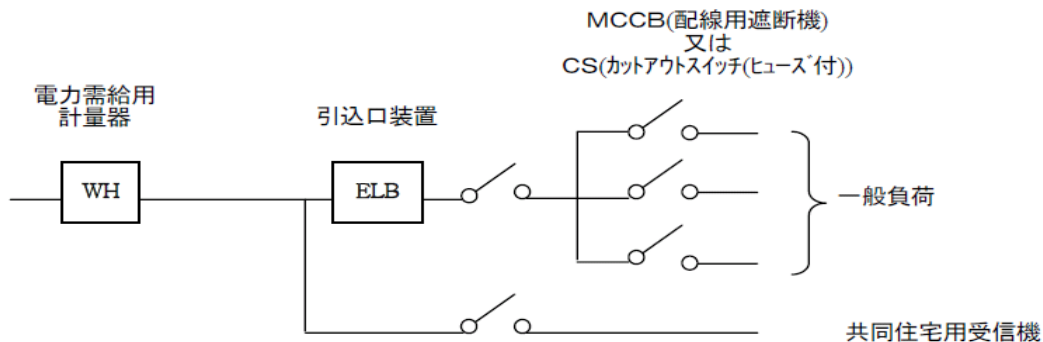
(答) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を構ずる体制が構築されている場合等をいう。

- ⑩ 交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式としては、内線規程(J E A C - 8 0 0 1 - 2 0 0 5, 日本電気協会)の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合がある」とされていることから、図9による方式としてよいか。

(電流制限器がある場合)



(電流制限器がない場合)



注：引込口装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができる」とされている。

図9

(答) 差し支えない。

なお、この方式は、交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断されても電源機能に支障を生じないことが目的で、未入居、長期の留守等により住戸等が未警戒となることを防止する上でも有効な配線方式であるが、電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から当該住戸に電気を供給できない場合にあっては、次の措置が講じられていることが必要となる。

ア 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。

イ 未入居等であることが、特定共同住宅等の管理をしている者等が周知していること。

ウ 特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。

- ⑪ 告示18号第3第8号(2)において「共同住宅用受信機の主電源が停止した場合

において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。」とあるが、具体的にどのような措置をいうのか。

(答) 住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、告示18号第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合等をいう。

⑫ 告示18号第3第9号(3)ホに、音声警報装置の火災警報のメッセージの内容が規定されているが、「火災が発生した場所」は「この近所」とすることが可能か。

また、出火住戸については、火災警報のメッセージから発生場所を省略することが可能か。

(答) 前段、特定共同住宅等の形態から、火災が発生した場所を容易に特定できる場合は差し支えない。

後段、差し支えない。

⑬ 共同住宅用スプリンクラー設備と共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される住戸、共用室又は管理人室において、図10のように共同住宅用受信機に接続させることは差し支えないか。

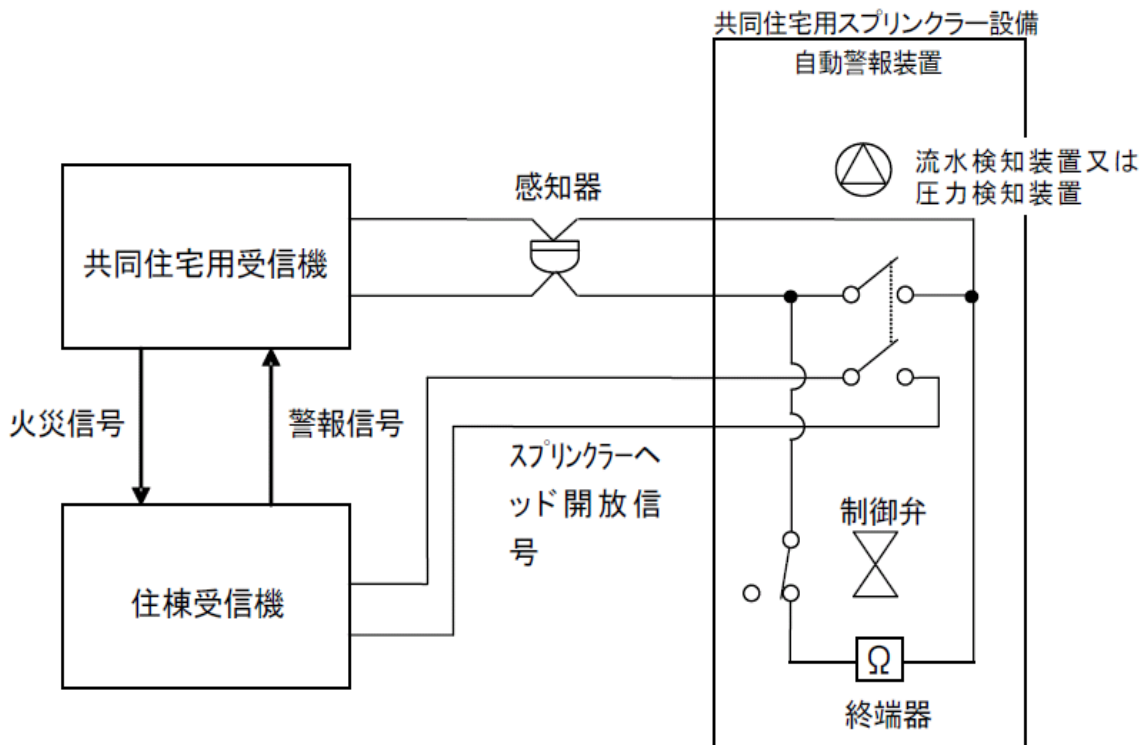


図10

(答) 差し支えない。

⑭ 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができれば、図11のように接続してよいか。

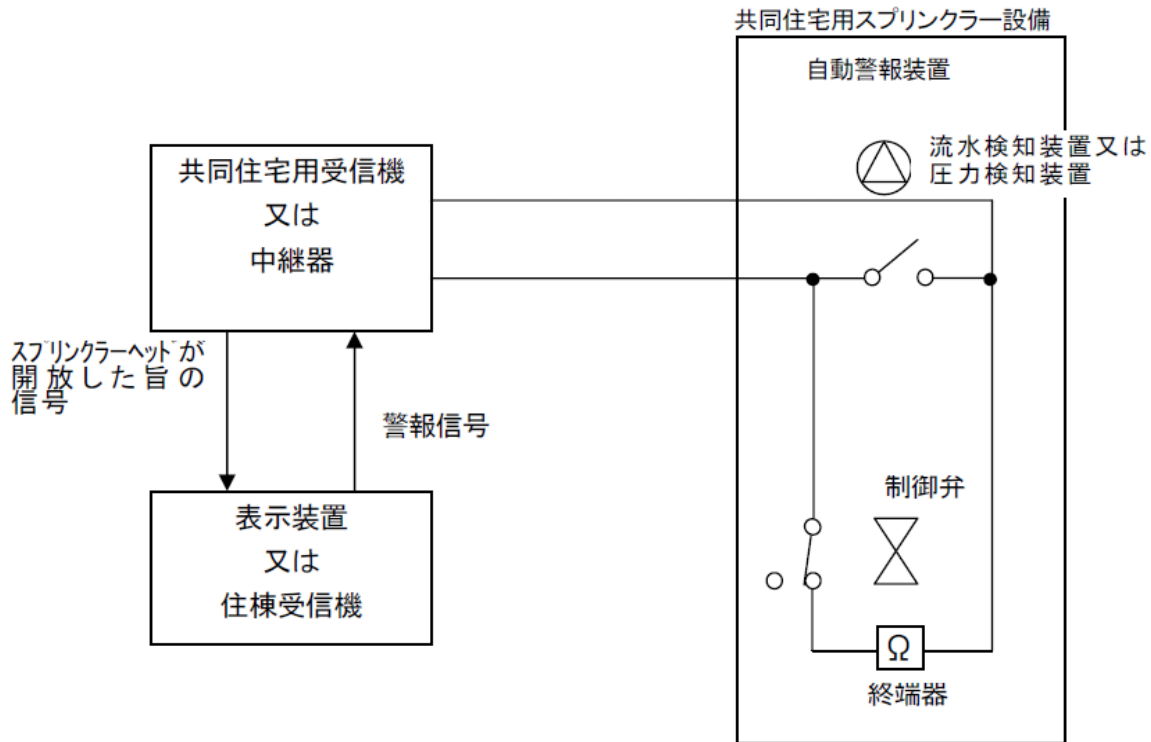


図 11

(答) 差し支えない。

- ⑮ ガス漏れ検知器を接続している共同住宅用受信機又は住戸用受信機について、ガス漏れ検知器の電源は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介して、取ることとしてよいか。

(答) 差し支えない。

なお、ガス検知器を取り外した場合に、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から断線警報が発せられる場合にあっても差し支えない。

- ⑯ 共同住宅用火災報知設備の警報区域は告示 18 号第 3 第 9 号(4)の規定によるものであるが、図 12 に示す特定共同住宅等における警報区域は、次のとおり取り扱ってよいか。

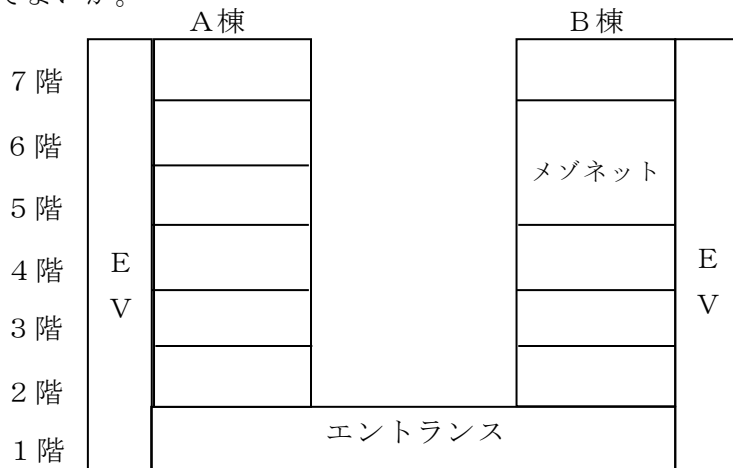


図 12

- ア エントランスで出火した場合は、エントランス及びA棟、B棟の2階部分。
- イ A棟2階で出火した場合は、A棟2階及び3階部分のみ鳴動させることができる。
- ウ A棟EVで出火した場合は、A棟7階（EVが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分）のみ鳴動させることができる。
- エ B棟メゾネットで出火した場合は、出火住戸の玄関を基準として、B棟5階及び6階部分のみ鳴動させることができる。ただし、延焼危険を考慮し、B棟7階についても鳴動させるように指導すること。

(答) 差し支えない。

(7) 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(告示19号関連)

- ① 告示19号第3第2号(3)に、住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設ける感知器について、防災センター等又は管理人室等に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続してよいか。

(答) 差し支えない。

- ② 告示19号第4第1号(4)及び第2号に、階段室型特定共同住宅等に設ける共同住宅用非常警報設備の音響装置及び起動装置の設置方法が規定されているが、傾斜地に存すること等により地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに音響装置及び起動装置を設けることとすべきか。

(答) お見込みのとおり。

- ③ 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてよいか。

(答) お見込みのとおり。

- ④ 住戸用自動火災報知設備と共同住宅用非常警報設備の設置基準について

ア 共用部分に設置される住戸用自動火災報知設備と共同住宅用非常警報設備は、相互に音響装置を連動させる必要があるか。

(答) 連動させる必要はない。

イ 告示19号では、操作部の操作スイッチ位置が規定されていないが、消防用設備等の試験基準に「操作スイッチは、床面から0.8m(いすに座って操作するものにあつては0.6m)以上1.5m以下の高さ」とあるため、当該内容で規制してよいか。

(答) お見込みのとおり。

ウ 共同住宅用非常警報設備の非常電源を蓄電池設備(予備電源を含む。)とする場合、別置型の電源箱も操作部に含み、高さの規定等を受けると解してよいか。

(答) 別置型の電源箱は操作部に含まない。

エ 共同住宅用非常警報設備の音響装置は住戸等(バルコニーを含む。)を含め

て包含する必要があるか。

(答) 包含する必要はない。

なお、包含する範囲は告示 19 号第 4 第 1 号(3)及び(4)のとおり、廊下型の場合は廊下の各部分から水平距離 25m以下、階段室型の場合は、1 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに設置すること。

⑤ 自動火災報知設備の受信機を管理人室等に設置し、管理人室等の感知器を受信機に接続する場合は、住戸用自動火災報知設備を設置する必要はないか。

(答) お見込みのとおり。当該管理人室内に自動火災報知設備の受信機を設けた場合に限り、住戸用自動火災報知設備の受信機を設置しないことができる。

⑥ 共同住宅用非常警報設備の代替えとして自動火災報知設備の発信機を設置した場合は、当該発信機の表示灯に非常電源を設置する必要があるか。

(答) 非常電源を設置する必要はない。

⑦ 住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備の代替え設備として自動火災報知設備を設置する場合、当該自動火災報知設備の受信機は建築物全体の規模に応じたものか、または、警戒する部分の規模に応じたもののどちらか。

(答) 警戒する部分の規模に応じたものとされたい。

⑧ 告示19号第 4 第 1 号(2)において、共同住宅用非常警報設備の音声装置は一の起動装置の操作により一斉に鳴動させることとされているが、階段室型特定共同住宅等の場合は、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいか。

(答) 差し支えない。

なお、共同住宅用非常警報設備の設置が必要な部分に対し、令第 21 条に従い自動火災報知設備を設置する場合も同様とする。

(8) 「戸外表示器の基準を定める件」(告示20号関連)

告示20号第 2 第 13号の「作動表示灯」と第15号の「通電表示灯」を兼用することは認められるか。

(答) 原則として認められない。ただし、通電表示灯として赤色以外の色で点灯するとともに、作動表示灯として赤色の灯火が点滅する場合は兼用することができる。

5 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等に係る令第 32 条の適用について(消指第 4 号通知関係)

(1) 総合操作盤を設けない場合は、次によること。

- ① 住棟受信機等により、容易に火災住戸等の特定が行えること。
- ② 非常時に消防隊が進入する場合に、住棟受信機等の設置場所に容易に到達できる措置が講じられていること。
- ③ 総合操作盤の設置について、令第 32 条の適用については、消防用設備等設置の特例適用申請書の提出を要するものであること。
- ④ 規則第 12 条第 1 項第 8 号イ又はハに掲げる防火対象物に該当する特定共同住宅等の部分に令第 13 条第 1 項の規定により、水噴霧消火設備等を設置しなければならない特定共同住宅等にあっても、令第 32 条を適用できるもの。

- (2) 非常コンセント設備に係る非常電源の基準に対する、令第 32 条の適用については、「非常コンセント設備の非常電源に係る消防法施行令第 32 条の適用について」（平成 16 年 4 月 5 日付け消指第 29 号。）の規定を準用する。
なお、予防業務管理システムの非常電源種別は「その他」とすること。

6 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等の運用細目（消指第 432 号通知関係）

- (1) 共住区画貫通処理について

- ① 電気配線が告示 2 号第 3 第 3 号に規定する区画（以下「区画」という。）を貫通する場合、当該区画を介して 1 m 以上の部分を埋設し、かつ、埋設口及び配線とのすき間を不燃材料で充てんしたものは、告示 2 号第 3 第 3 号(4)ホに適合するものとする。

なお、充てんする箇所は、原則として住戸内とすること。（図 13 参照）

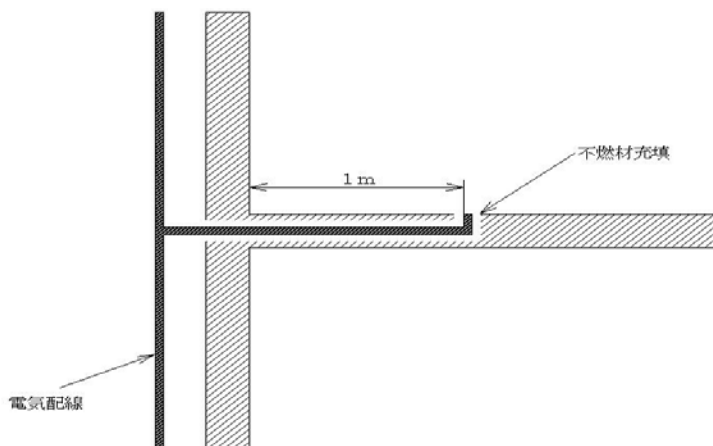


図 13

- ② 区画貫通部から衛生機器等までの接続が 1 m 未満の場合、当該機器等（接続部を含む。）までが不燃材料で造られているものにあつては、告示 2 号第 3 第 3 号(4)ホに適合するものとする。

なお、便器接続管，ユニットバス及び洗濯機パン用トラップ等については機器付属品とみなし，不燃材料でなくてもよいものとする。

- ③ 告示 2 号第 3 第 3 号(4)ホ(イ)中，建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イに規定する「貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分」とは図 14 のとおりとする。

なお，耐火二層管については，図 15 の他，施工仕様書によること。

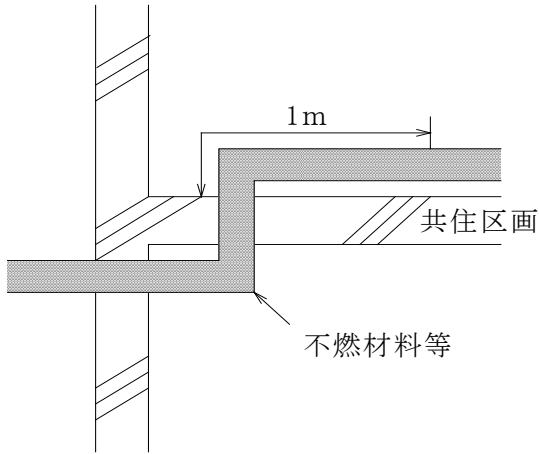


図 14

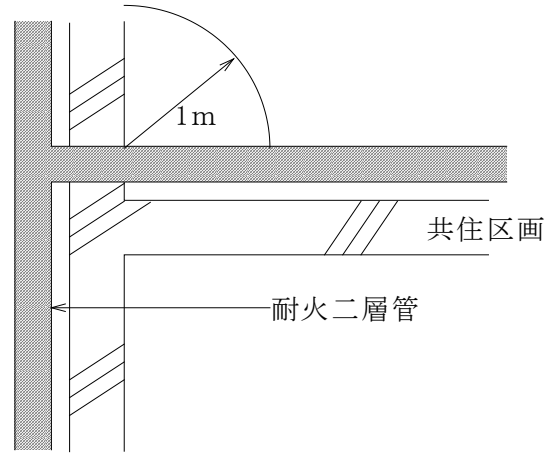


図 15

(2) 開口部の延焼措置について

- ① 告示2号第3第3号(2)に規定する 0.9m以上の開口部相互間の距離については、次のように取り扱う。(図 16 参照)

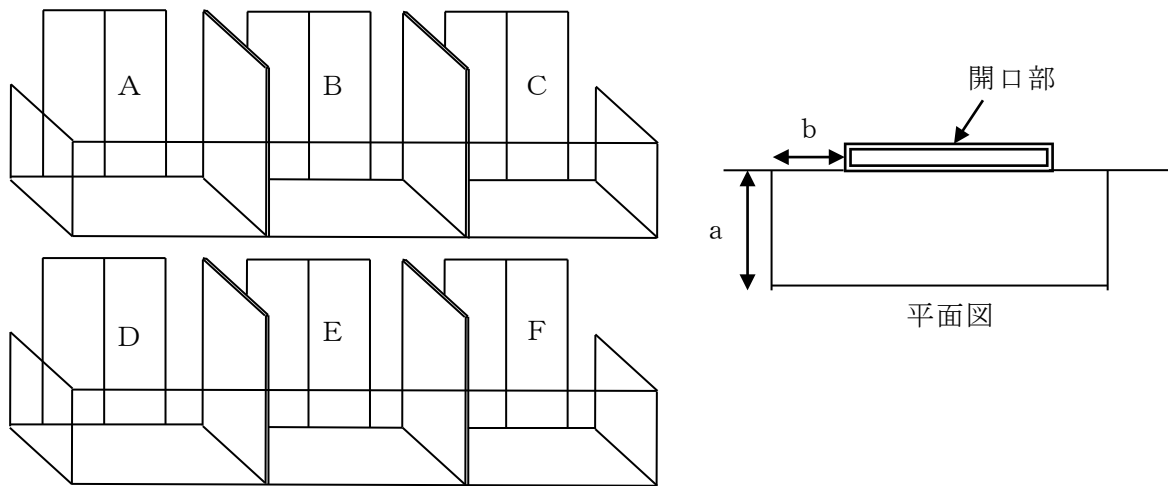


図 16

ア AとDの垂直距離が 0.9m以上ない場合は、幅 0.5mの庇等がDの開口部の端より左右にそれぞれ 0.5m以上の長さが必要である。(平面図 $a \geq 0.5m$, $b \geq 0.5m$)

なお、当該庇等の形状は前4.(3).⑬によることができるものとする。

イ Aの面するバルコニーに腰壁(当該部分の区画と同等の構造及び耐火性能のものに限る。)が設けられており、当該腰壁を含めてAとDが 0.9m以上ある場合は、AとDの垂直距離が 0.9m以上あるものとする。

ウ CとEの水平距離及び垂直距離が 0.9m以上の場合は、ひさし等がなくても防火戸の措置は必要ない。

(3) 図 17 の場合、ひさし等の大きさの測定は a , b , c (a , b , $c \geq 0.5m$) によること。

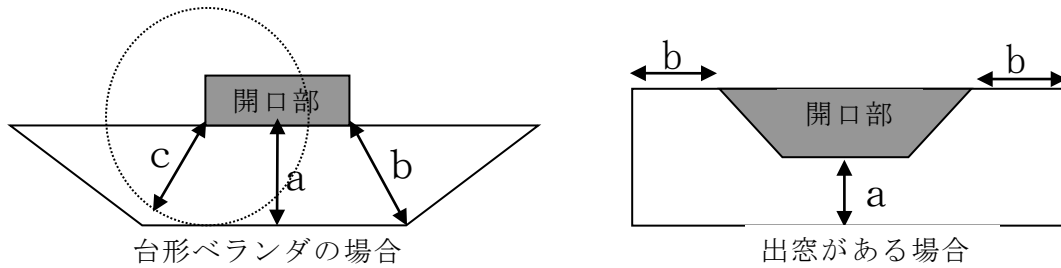


図 17

(4) 特定光庭の定義について

告示 2 号第 2 第 8 号に規定する特定光庭について、次の場合、特定光庭に該当しないものとする。(図 18 参照)

- ① 一の開放部分の壁面間の離隔距離が 2 m 以上あるもの
- ② 一の開放部分の壁面間の離隔距離が当該空間の周長の 1 / 8 以上あるもの

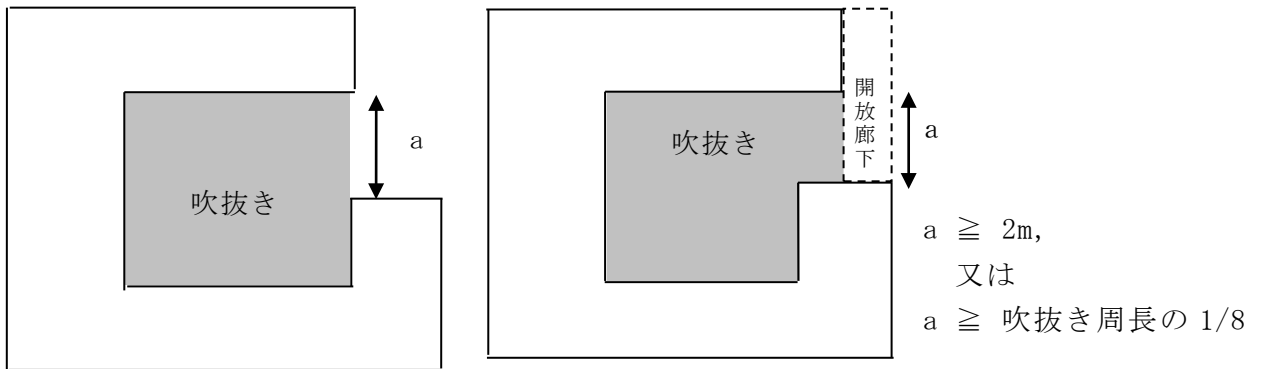


図 18

(5) 二方向避難について

- ① 二方向避難を確保するための避難器具を設けた場合、最終避難空地から道路等まで、屋内を通過することなく避難できる有効幅員 0.75m 以上の通路を確保すること。ただし、避難上支障がないと認められる屋内の車路等（有効幅員 0.75m 以上）はこの限りでない。
- ② 告示 3 号第 3 第 2 号(5)に規定する「避難経路」として利用できない部分を図 19 に示す。

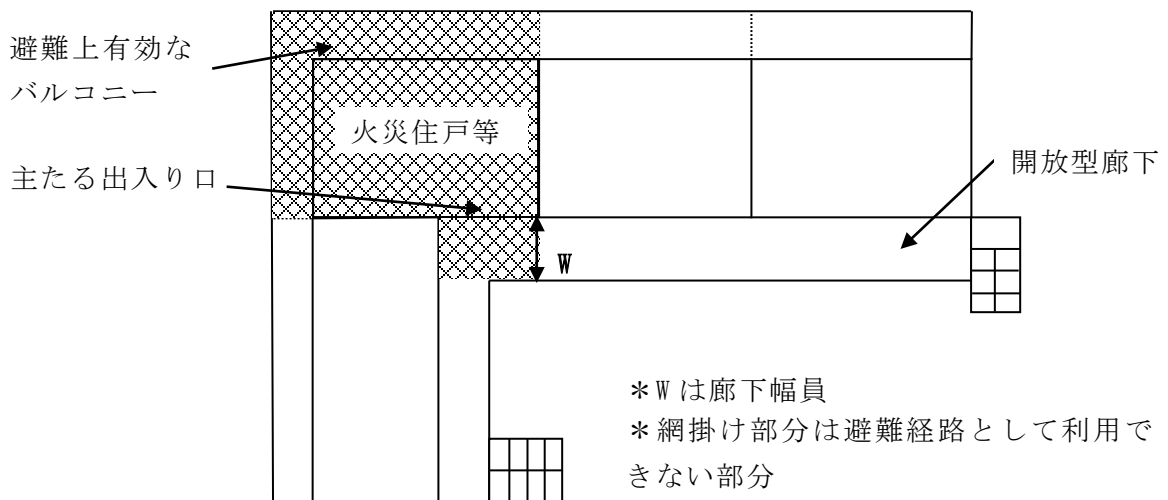


図 19

- ③ 告示3号第3第2号(5)に規定する「避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）」をセットバック等の構造的要因により設置できない住戸及び共用室について、安全かつ容易に避難できると認められる場合には、これら以外の避難器具を設置できるものとする。

(6) 開放性の検証について

- ① 告示3号第4第2号(3)イに規定する「当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路」は、有効幅員0.75m以上の屋外通路とすること。ただし、避難上支障がないと認められる屋内の車路等（有効幅員0.75m以上）はこの限りでない。
- ② 告示3号第4第2号(4)イ(イ)に規定する検証（以下「仕様規定」という。）を行う場合、階段の上り方向（上り方向が廊下に面している場合に限る。）を開口部の面積に算入できるものとする。また、告示3号第4第2号(4)イ(ロ)に規定する検証（以下「性能規定」という。）を行う場合、階段の上り方向及び廊下の端部を開口部の面積に算入できるものとする。（図20参照）

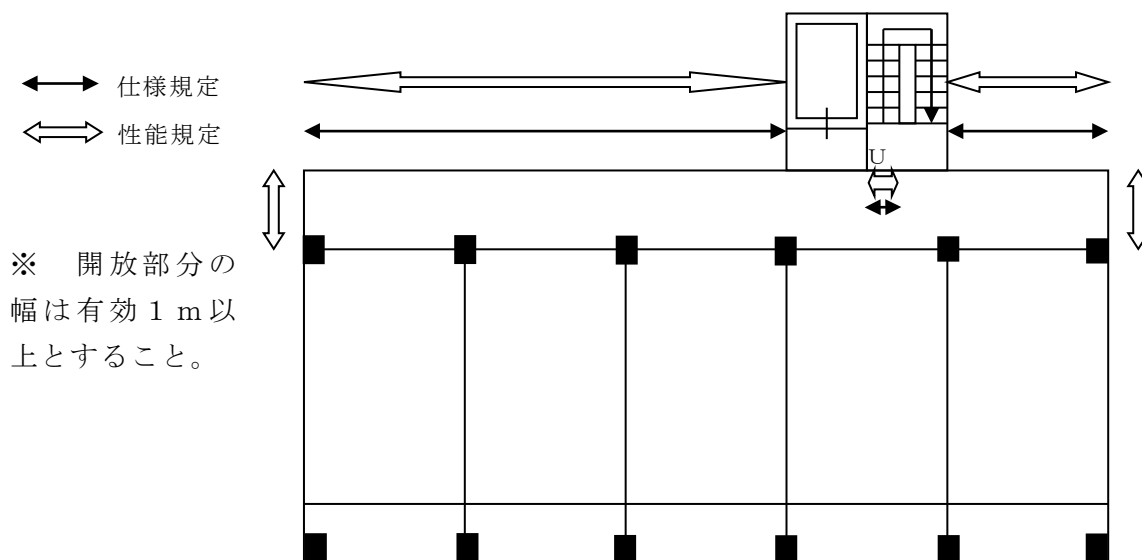


図20

- ③ 廊下の開放部分に進出防止柵や格子等（開放率が75%以上のものに限る。以下「格子等」という。）がある場合、実質的な開放面積を算入することができるものとする。

なお、性能規定による計算例を以下に示す。

- ア 格子等（開放率 α ）がある場合、188号通知の式(21)の H_L の部分を「 $(1 - \alpha) \times H_L$ 」と読み替えて計算を行う。（図21参照）

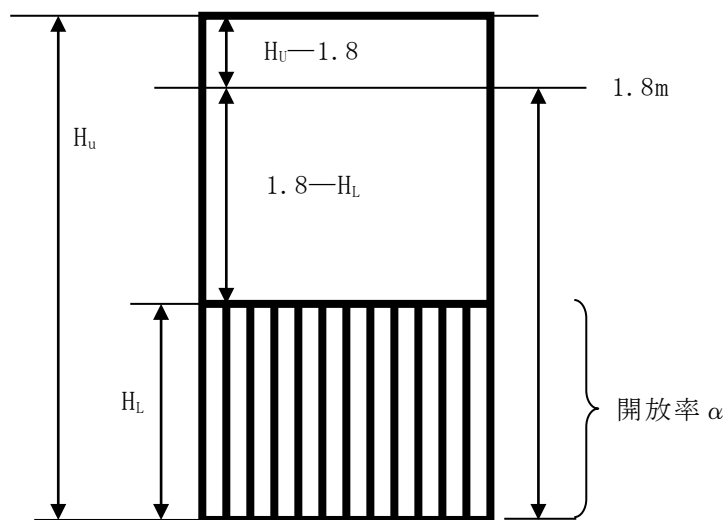


図 21

イ 床から 1.8m よりも上まで格子等が設置される場合、188 号通知の式 (21) の各部分を以下のように読み替えて計算を行う。(図 22 参照)

$$(H_u - 1.8) \text{ の部分} \Rightarrow (H_u - 1.8) \times \alpha_1$$

$$(1.8 - H_L) \text{ の部分} \Rightarrow (1.8 - H_L) \times \alpha_2$$

α_1 : 1.8m より上の開放率

α_2 : 手すり等から 1.8m までの開放率

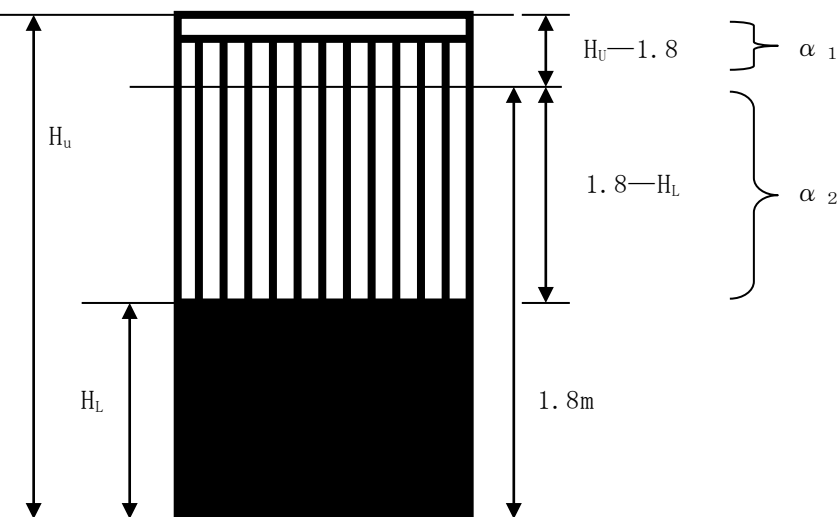


図 22

- ④ 排煙を妨げる防風スクリーンその他の壁等が設けられた場合は、壁等の間の開放部分の幅が 1 m 未満の場合は、当該開放部分は存在しないものとみなす。
- ⑤ 廊下の天井部分に梁・たれ壁等がある場合、当該梁・たれ壁等による影響はないものとする。(図 23 参照)

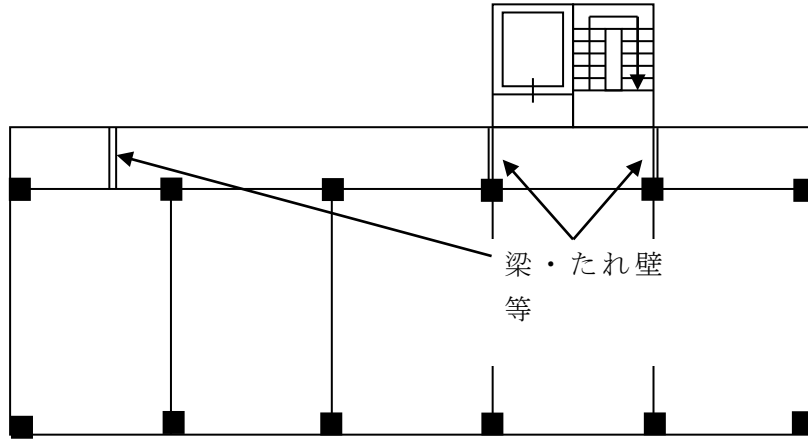


図 23

- ⑥ 2面開放された廊下で、外気に面しない部分が6 m又は4 Wを超える場合、性能規定で検証すること。(図 24 参照)

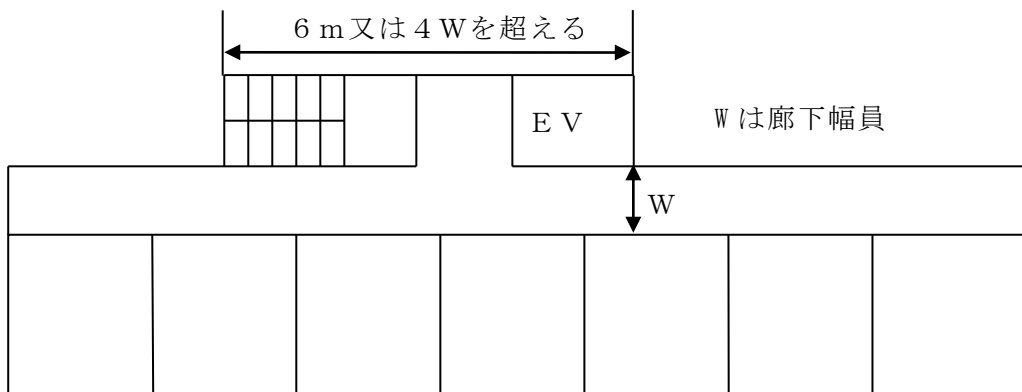


図 24